

12月は「地球温暖化防止月間」

平成23年度 三豊市エコオフィス計画実施状況をお知らせします

「地球温暖化対策の推進に関する法律」により策定した、三豊市エコオフィス計画（地球温暖化対策実行計画）では、温室効果ガス（二酸化炭素など）の削減を目的として、市役所や市が管理する施設の温室効果ガスの排出量を、計画の基準年（平成18年度）に対して平成20～24年度の5年間で3%削減を目指し、実施しています。

温室効果ガス排出量および排出状況

- ◆ 温室効果ガス排出量は9,388トンで、基準年の4.2%（約411トン）削減しました。
- ◆ 温室効果ガス排出源構成は、電気使用での排出量が全体の68.2%を占めています。
- ◆ 温室効果ガス排出構成は、二酸化炭素（CO₂）が全体の約94%を占めています。
- ◆ 排出源別温室効果ガス排出量は、基準年と比較してA重油、灯油、電気、LPGについては減少していますが、軽油、ガソリン、CO₂以外のガスは増加しています。
- ◆ 基準年に対して排出量が増加した要因は、コミュニティバスの稼働および運行状況による燃料使用量の増加が挙げられます。

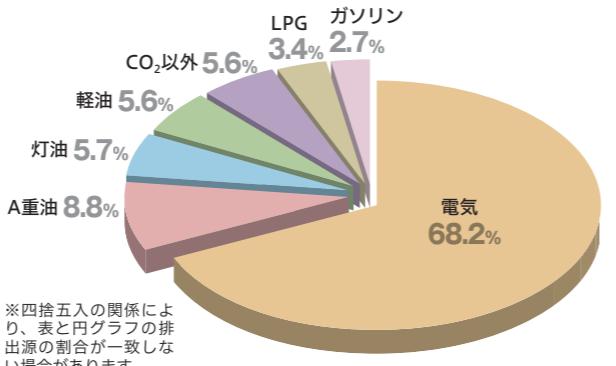
排出源	平成18年（基準年）		平成21年度		平成22年度		平成23年度	
	排出量	排出量	排出量	排出量	基準年（対比）			
A重油	947	846	836	825	-12.9%			
灯油	600	603	550	539	-10.1%			
電気	6,935	6,510	6,698	6,399	-7.7%			
LPG	327	309	318	322	-1.6%			
軽油	261	526	529	526	101.5%			
ガソリン	229	261	257	254	11.0%			
CO ₂ 以外*	501	535	526	523	4.3%			
温室効果ガス合計	9,799	9,590	9,714	9,388	-4.2%			

* CO₂以外のガスとはメタン（CH₄）・一酸化二窒素（N₂O）・ハイドロフルオロカーボン類（HFC）です。これらのガスは、屎尿処理や浄化槽、公用車の走行やカーエアコンの冷媒漏えい等により発生します。

温室効果ガス削減の今後の取り組み

温室効果ガス排出量は、節電に対する一層の取り組みによって、基準年に対して4.2%の削減となっており、平成23年度時点では削減目標を達成できました。

排出源構成では、電気使用によるものが全体の約68%を占め、電気の主な使用用途が空調であることから「空調温度の適正な管理や使用時間・期間の縮減」をはじめ、「OA機器・照明にかかる取り組み」等、節電に対する取り組みを今後も継続的に実施し、定着していくことが望られます。



*四捨五入の関係により、表と円グラフの排出源の割合が一致しない場合があります。



11/7 下高瀬小学校



10/22 三豊市役所

県下初ユネスコスクールに認定

下高瀬小学校がユネスコスクールに認定され、プレート贈呈式が行われました。省エネ活動を基盤としたエネルギー・環境教育が国際的な機関から認定されたもので、贈呈後には児童会や省エネ委員会の児童が今年度の取り組みを発表しました。

四国電力がLED街路灯15灯を寄贈

四国電力株式会社観音寺営業所の津森所長が、街路灯の寄贈目録を横山市長に手渡しました。四国電力による社会貢献活動の一環として寄贈された街路灯は、市内各所に設置する予定です。



おもいっきり秋を満喫！

恒例の朝日山森林公園秋まつりが行われ、個性豊かなかかしのお出迎えに来場者は足を止め、見入っていました。獅子舞奉納や農産物の販売などもあり、秋の一日を思い思いに楽しんでいました。

澄みきった音色が奏でられ



11/4 マリンウェーブ

市内吹奏楽団を中心としたコンサート「Enjoy Brass in mitoyo」が開催されました。各団体によるステージのほか、参加者全員による合同演奏も行われ、澄みきった音色に会場が包まれていました。

公共施設の再配置に関する方針が決定

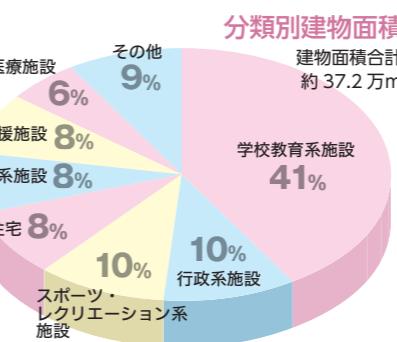
～公共施設再配置計画策定に向けて～

合併後、市には庁舎、スポーツ施設など公共施設が466施設、面積にして約37万m²（東京ドーム約8個分）あります。その多くは昭和50年代に建設しており、施設の運営管理だけで年間約36億円もの費用がかかっています。また、古くなつた施設を全て建て替えると40年間で約1,200億円（年間約30億円）の費用が必要になりますが、歳入の多くを占める地方交付税は、約41億円減少すると見込まれています。このような状況の中、限られた予算で計画的に公共施設を再配置していくために「公共施設の再配置に関する方針」を策定しました。方針中の試算では、現在ある施設を半分位で引き継ぎ、維持できないといために公共施設の再配置を実施するにあたり、必要な負担を先送りしないで、今後は、施設の評議

う厳しい結果になりましたが、子どもや孫たちに今以上の負担を先送りしないで、今後は、施設の評議

価結果に基づいた客観的な指標等により施設の再配置計画を策定していきます。なお、本方針は、市ホームページで公表し、企画課にて閲覧することができます。

▼問い合わせ 企画財政課 ☎ 73・3010



対象
・ 代表者および組織・運営について規約の定め
がおり、事業実施および会計手続きを適正に行
う体制を有している農業組織等

鳥獣被害に対する交付金が受けられます
イノシシやサルなど鳥獣による農作物の被害を
防止する方法に「侵入防止柵」の設置があります。
平成25年度に集落防護柵として広域的に設置する
場合、交付金を受けることができます。



補助率
・ 侵入防止柵の自力施工を行う場合に資材費相当の定額（全額）を補助
※国からの予算配分により自己負担が生じる場合があります

要件
・ 受益戸数が3戸以上で、鳥獣による農作物の被害が発生している農地、集落を守るために、広域的に設置する場合
・ 被害状況から費用対効果を算出し、投資効果が認められるもの
・ 施工後、自己資金で維持管理を行うことがで
きるもの（ワイヤメッシュ柵の場合は14年間）

申し込み期限
・ 受益戸数が3戸以上で、鳥獣による農作物の被害が発生している農地、集落を守るために、広域的に設置する場合
・ 被害状況から費用対効果を算出し、投資効果が認められるもの
・ 施工後、自己資金で維持管理を行うことがで
きるもの（ワイヤメッシュ柵の場合は14年間）

▼問い合わせ 農業振興課内 ☎ 73・3040